

北海道森林管理局における保護林再編方針（案）

平成27年9月28日付け林野庁長官通知で制定された「保護林設定管理要領」に基づくとともに、北海道における保護林の設定経過や現況等を踏まえ、北海道森林管理局においては保護林再編を以下のとおり進めることとする。

1 再編の趣旨

森林生態系や希少な野生生物を将来にわたって保護・管理していくため、保護林区分が森林生態系や個体群の持続性に着目した新3区分に再構築されたことから、既設保護林を新3区分に再編する。合わせて、今後の保護林管理の基礎資料となるよう、保護対象、その保護・管理方針等を整理した保護林管理方針書を整備する。

2 再編の手順

新区分の下で保護林の管理を進めていくためには、できるだけ早期に新3区分に再編することが望ましい。このため、平成28年度中を目途に保護林管理委員会において224箇所の保護林全ての再編案を決定し、これに基づき国有林の管理経営計画の保護林に関する記載内容を変更する（平成29年度末に北海道森林管理局管内の地域管理経営計画を一斉変更）。

平成28年度の第1回委員会において再編方針を決定し、第2回委員会でその方針に基づいて作成した再編案を検討し、必要な整理・修正を経て、第3回委員会で再編案を決定する。さらに整理・修正が必要な場合には、平成29年度の第1回委員会で最終決定する。

3 再編の方針

(1) 新3区分共通

- ① 各保護林の区域は現行どおりとすることを基本に、以下の②を除く全ての保護林の新区分への移行を検討することとし、保護林の新設・拡大等は再編後に必要に応じて検討する。
- ② 新3区分の設定目的になじまない保護林（特定地理等保護林4箇所、郷土の森1箇所）は、廃止した上で森林施業上の配慮等の必要な措置を講じる。
- ③ 隣接する保護林を一体的に保護・管理することが合理的な場合は統合を検討する。
- ④ 各区分への振り分けは以下の(2)～(4)を基本に検討し、画一的に振り分けることが適切でないと判断される箇所は個別に検討する。

(2) 森林生態系保護地域

- ① 森林生態系保護地域は、従来から引き継がれた区分で、その主な保護対象は、「我が国の気候帯や森林帯を代表する原生的な天然林」であることに変わりない。面積要件は、原則1,000ha以上から原則2,000ha以上に引き上げられた（島嶼、半島等の特殊な環境にあつては500ha以上で変更なし）。
- ② 北海道内の森林生態系保護地域は、いずれも新しい面積要件を上回っている。このため、（旧）森林生態系保護地域5箇所のすべてを今後も森林生態系保護地域として区分する。
- ③ 森林生態系保護地域は、保護する対象である「保存地区」と緩衝の役割を果たす「保全利用地区」に地帯区分されている。今回の制度見直しにより、保全利用地区について、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができること、また、間伐等人為による管理を伴う復元を行うことができること、が明確に整理された。これに伴い、森林生態系保護地域の拡充を検討した際に、人工林を含むことから（旧）森林生物遺伝資源保存林とした3箇所については森林生態系保護地域の保全利用地区に統合する。

(3) 生物群集保護林

- ① 生物群集保護林の保護対象は、「天然林を主体とした地域固有の生物群集がまとまりをもって存在する区域」である。また、面積要件は原則300ha以上とされている。
- ② （旧）森林生物遺伝資源保存林（上記(2)③により森林生態系保護地域に統合するものを除く）1箇所は生物群集保護林に移行する。
- ③ （旧）植物群落保護林及び林木遺伝資源保存林のうち、天然林を主体とする300ha以上（他の保護林との統合後含む）の区域の箇所は、生物群集保護林に移行する。ただし、自然再生事業が行われている箇所を除く。
- ④ 生物群集保護林については、原則として、森林生態系保護地域と同様に保存地区と保全利用地区に区分することとされているが、地帯区分することに合理的理由が見いだせない場合はこの限りでないとしている。このため、地帯区分しないまま移行し、移行後に地帯区分の検討を行う。
- ⑤ 合理的理由のある地帯区分案を短期間に検討・決定することは困難であることから、平成29年度以降、地帯区分の必要性が高いと判断される箇所を優先して、毎年1箇所程度ずつ地帯区分の検討を進める。地帯区分に当たっては、日高・大雪の森林生態系保護地域の拡大検討に用いた手法を参考にして、生物多様性ポテンシャルマップ等を作成し、保護林の必要性の見える化を図りつつ検討する。
- ⑥ 2,000ha以上の天然林を保護対象としている箇所のうち、(3)⑤の地帯区分の検討に際して、森林生態系保護地域に相当すると認められる場合には、保護林の区分を変更することも検討する。

(4) 稀少個体群保護林

- ① 稀少個体群保護林の保護対象は、「稀少な野生生物種の生育・生息に必要な森林」である。面積要件は稀少個体群の存続に必要な条件を含む原則5ha以上の区域のうち、特に保護・管理が必要な区域とされている。

(注) 稀少な野生生物とは具体的には以下のとおり

- ア) 稀少化している個体群、イ) 分布限界域等に位置する個体群、ウ) 他の個体群から隔離された同種個体群、エ) 遺伝資源の保護を目的とする個体群、オ) 特殊な立地条件の下に成立している個体群、カ) 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群、キ) その他保護が必要と認められる個体群
- ② (旧) 植物群落保護林及び林木遺伝資源保存林((3)③を除く)については、設定目的を勘案しつつ近隣の保護林との統合を検討するとともに、5ha未満の箇所を含む全ての保護林を稀少個体群保護林に移行する。
- ③ 設定目的が野動物種の生育・生息地の保護である(旧)特定動物生息地保護林については、面積要件にかかわらず全て稀少個体群保護林に移行する。